新地方公会計整備支援業務

仕 様 書

琴浦町　　総務課

第１章　総　　則

（業務目的）

第1条　　本仕様書は、琴浦町の新地方公会計整備を推進するための支援業務（以下「業務」という。）に係る作業方法を定めるものである。

- 財務諸表及び連結財務諸表作成システムの構築を目的とする。
- 琴浦町が所有する土地、建物等の公有財産管理及び台帳整備を目的とする。
- 財務諸表公表のため有形固定資産明細表内訳を作成することを目的とする。
- 公有財産台帳の精緻化等により、より精度の高い財務諸表の作成を目指すことを目的とする。
- 地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）に対し、特に予算編成上の意思決定に必要な情報を提供することを目的とする。
- 地方公共団体が住民に対してその責任を会計的に明らかにするという意味で、「パブリック・アカウンタビリティ」を果たすことを目的とする。
- 財務書類の作成にあたっては、その目的を達成するうえで、財務情報として具備すべき定性的な要件（理解可能性の原則、完全性の原則、目的適合性の原則、信頼性の原則、その他の質的特性）に留意して作成する。
- 財務諸表との連携、公開情報の一貫性に十分に留意する。
- 上記をもって、自治体経営の適正化・健全化に資することを目的とする。

（定義）

第2条　　この仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- 琴浦町を「甲」とし、受託者を「乙」とする。
- 「財務諸表」及び「連結財務諸表」とは、総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成１９年１０月）」に示された「総務省方式改訂モデル」のものを指す。

（法令等の関係）

第3条　　本業務は、下記の関係法令等を遵守して行う。

（１）国有財産法
（２）地方財政法
（３）地方自治法
（４）地方税法
（５）地方公営企業法
（６）琴浦町条例・規則

2. 本業務の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（財務諸表作成業務）

第4条　　琴浦町の決算統計資料、各種出納データ及び公有財産台帳データを解析し、財務諸表及び連結財務諸表作成システムを構築する。

（公有財産整備評価業務）

第5条　甲の所有する公有財産台帳その他の資料を活用し、財務諸表及び連結財務諸表作成のための新地方公会計対応公有財産台帳を整備する。その際、乙が提供する「公有地管理評価支援プログラム」を活用するが、平成17年9月に総務省において、第3セクター、地方三公社等の関係団体を含む連結バランスシートのモデルが提示されており、作成にあたってはこれらの動向をも考慮して、連結財務諸表の作成を行えるように台帳整備及び評価を行う。

2. その概要は次のとおりとする。

（1）資産管理、財務諸表作成に対応するコンサルテーション業務

・有形固定資産（公有財産）の抽出、整理は固定資産管理士及び不動産鑑定士の下で行う。

・公有財産台帳搭載のためのデータの最適化、整備基準の立案を行う。

（提出書類）

第6条　乙は、契約後速やかに次の書類を提出し、甲の承認を得ることとする。

（1）業務着手届

（2）現場代理人及び主任技術者届（経歴書含む。）

（3）業務実施工程表

（4）その他甲の指示する書類

（受託者の資格）

第7条　本業務における受託者資格は、１名以上の公有地評価の経験がある不動産鑑定士及び固定資産管理に精通した技術者（固定資産管理士）、を擁するものであること。また個人情報を扱う業務のため情報セキュリティマネジメントシステムに関する認証（ISO27001）を有することとする。

（業務計画）

第8条　乙は、本業務の着手にあたり業務計画を立案し甲と十分な打ち合わせを行い、業務内容を十分に理解した後に着手する。

2. 甲は、乙に対して、本業務の進捗状況等の報告を求めることができる。

（成果の帰属）

第9条　本業務における成果及び業務作成上の資料等については、すべて甲に帰属するものとし、甲の指定する時期に速やかに引き渡す。

2. 乙は甲の承認を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。

（乙の責任）

第10条　本業務において、次の各号に掲げる事項は乙の責任とする。

（1）本業務の実施にあたり、乙の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は乙の責任において解決する。

（2）本業務において必要な手続き及び甲が貸与する以外の資料収集は、原則として乙が行う。

（3）乙は、本業務に関して知り得た事項を漏らし、又は作成した資料を他の目的で利用してはならない。

（4）乙は、本業務終了後３年以内において過失又は疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、乙の責任と負担において直ちに訂正補充等の処理を行う。

（検査）
第11条　甲は、乙の行う各作業について必要に応じて適宜検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることとし、乙は訂正等の指示を受けたときは、速やかにその指示に従う。

第２章　　細　則

第１節　公有財産抽出・整理

（計画準備）
第12条　甲は、乙が実施する本業務の主旨を十分に理解し、適正かつ公正な支援作業を行うための計画を立案し、当該計画内容について協議する。
2.　乙は、前項の協議結果に基づき、財務諸表作成に係る重要事項を抽出整理し、次条以下の各作業を円滑に行うための準備をする。
3.　主な業務内容は以下のとおりとする。
・　公有財産を照合・抽出・分類し、資産をコード化する。
・　抽出、分類された公有財産について管理図を作成する。
・　当該作業により、公有財産を各分類（財産区分、用途、部門等）別に管理する。
・　琴浦町で作成する財務諸表の有形固定資産集計表との整合性に留意し、相互性のあるデータを作成する。

（資料収集・整理）
第13条　乙は、本業務を行うにあたり、琴浦町が所有する財産に係る関連資料について、その存否を確認し、必要に応じてその全部又は一部を収集し整理する。この場合において、甲は、乙の資料収集について支障のない限り協力する。また、以下資料のうち整備されていないものについては甲乙協議を行い、対応を確認する。
（１）琴浦町バランスシート（過年分）
（２）決算統計（1 表～93 表まで）
（３）固定資産概要調書
（４）現況調査図面
（５）各種管理台帳
（６）土地資産税課税データ
（７）その他甲が必要と認める資料

（公有財産台帳レイアウト編纂）
第14条　乙は、前条において収集された資料、新地方公会計制度実務研究会報告書に基づき、甲の所有する公有財産にかかる資産台帳レイアウト及びデータレイアウトを以下項目について作成する。
・名称又は用途　・所在地　・台帳及び現況地目　・財産取得及び登記年月日
・公簿及び実測地積　・付属書類及び図面様式　・異動年月日及び異動事由
・面積及び価格異動管理　・備考欄テキスト　・索引番号　・台帳番号
・町コード及び名称　・施設コード及び名称　・インフラ及び事業資産区分
・取得価額　・所轄課コード及び名称
・その他甲乙協議により必要と認められた管理項目
2.　土地については台帳の記載単位を筆とし、未登記土地、法定外公共物、部落有財産、財産区有財産等についての取扱いは新地方公会計制度実務研究会報告書に記された取扱要領を基礎とし、甲乙協議行い取扱いを決定する。

3. 乙は、固定資産概要調書の地目と公有財産台帳の地目相違、インフラ及び事業資産区分について対照表を作成し、地目の読み替え基準の作成を行い甲に納入する。

（各種データ受領及び変換）

第15条　乙は、第 13 条にあげられた甲の所有する現況調査図面資料に基づき、公有財産管理図面にかかる整備を行う。

（公有財産洗い出し）

第16条　乙は、琴浦町の土地について各種資料また、原課の台帳資料や航空写真・ゼンリン住宅地図等を活用して公有財産を洗い出し把握する。

（突合処理及び不一致リストの作成）

第17条　乙は、前条までにおいて収集された資料等に基づき、土地課税電算データ、財産管理データ及び公有財産管理図面データでリンクキーを設定し、突合処理を行い不一致リストの作成を行う。

2. 前項による不一致リストについて原因解明についての処理を甲と協議する。

（公有財産管理図面突合）

第18条　乙は、前条までにおいて収集された資料等に基づき、地理情報システム上の図面情報と公有財産台帳データについて突合・確認作業を行う。突合の結果不一致については、本作業にて確認を行い、図面との不突合一覧の確認を行う。

（公有財産抽出土地）

第19条　乙は、前条までの作業において収集された資料等に基づき、甲の所有する土地にかかる資産を抽出する。属性データの付加については、協議のうえ確定させた台帳レイアウトに適合するものを付加し、公有財産管理図面上にエリア情報として公有財産管理システム『地域公有財産システム』上にのせる。

（土地の資産資料収集）

第20条　乙は、土地について評価を行ううえで評価額算定に必要な項目を収集する。また、資料が無い場合は、甲と協議したうえで作業を進める。資料については、次のものを収集するほか、必要なものについては甲乙協議のうえ収集する。

（1） 筆の町名・番地
（2） 登録された現況地目
（3） 登記地目と固定資産税概要調書との地目が異なる場合は、地目変換表により変換
（4） 登記された地積
（5） 現況地積
（6） 当該地目の単価
（7） 取得年度

（公有財産管理図及び公有財産一覧表作成）

第21条　乙は、前条までにおいて一覧図エリアを作成した公有財産管理図に基づき、甲の所有する土地にかかる資産を物的に確定するための基礎資料として甲に公有財産一覧表を提出する。また、公有財産一覧表については、財務諸表の作成に必要なデータ整備という観点から、将来的に連結バランスシートに対応させるものとなることに留意する。

（事務品質管理）
第22条　乙は成果品について、新地方公会計制度実務研究会報告書に記される財務諸表に含まれる付属書類「有形固定資産集計表」との整合性の確認を行い、甲へ報告する。

第２節　公有財産評価

（公有財産評価）
第23条　乙は、前条までに整備した公有財産管理図と公有財産台帳を用いて、新地方公会計制度に基づく時価評価額の算定を不動産鑑定士及び固定資産管理士の下で行う。

（土地資産評価）
第24条　乙は、土地資産の開始時簿価について固定資産税評価額（市街地宅地評価法及びその他の宅地の評価法等）、それが困難な地域や地目については、固定資産税概要調書の地目別平均単価を取得する。必要に応じて、対象の土地を管轄する他の地方公共団体からも情報を収集する。 なお、公有財産台帳（土地）と固定資産税概要調書との地目が一致しない場合は、公有財産台帳（土地）の地目を合わせるため、地目変換表を甲乙協議のうえ作成する。

開始時簿価 ＝ 変換地目の地積 × 変換地目の地価（円／㎡）

（公有財産管理図及び公有財産一覧表作成）
第25条　乙は、前条までにおいて作成した公有財産評価額を用いて、甲の所有する公有財産にかかる資産と評価額の結合を行い、新地方公会計対応公有財産台帳の作成を行う。また、公有財産一覧表については、財務諸表の作成に必要なデータ整備という観点から、将来的に連結バランスシートに対応させるものとなることに留意する。
2. 受け渡しのデータ様式及び媒体等の詳細については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（売却可能資産の確認作業）
第26条　乙は、前条において作成した公有財産にかかる評価額を基に、新地方公会計対応公有財産台帳の売却可能資産確認作業を行う。前条において作成した公有財産にかかる評価額と公有財産管理図面を基に「売却可能資産一覧表」の作成を行う。その際、不動産鑑定士の確認を得ることとする。また、財務諸表に対応した一覧を作成し、甲に提出する。

（公有財産管理システム）
第27条　乙は、公有財産管理のため、以下の機能を有する公有財産管理システムを提供する。
（１）地図操作（スクロール、拡大、縮小、計測等）機能
（２）各種図面作成（財産別着色、図面印刷等）機能
（３）有形固定資産土地評価機能
（４）検索（属性別、条件別）機能
（５）各種台帳（帳票）作成、印刷機能
（６）資産集計機能
（７）各種台帳情報（属性）表示機能
（８）各種データ更新機能
（９）システム管理（使用制限）機能

2.乙は、公有財産管理システムの操作説明書（取扱説明書）を甲に提出する。

（データセットアップ）

第28条　乙は、本業務においてデータベース化したすべての地図情報、属性情報、評価情報等のセットアップ状況を毎年度確認するとともに、公有財産管理システムの正常な動作確認及び検証を行う。

第３節　決算統計書類整備

（業務概要）

第29条　本節は、琴浦町における決算統計資料の分析及び有形固定資産年度累計額の作成、決算統計上各資産の減価償却処理を行い、琴浦町としての決算統計上の有形固定資産残高額の算定について定める。

（各種決算データ受領）

第30条　乙は、甲から昭和４４年以後の決算統計資料データ（ＣＳＶ、ＴＸＴ）及び現行年度の決算統計データ（普通会計、公営事業会計分等）を借用のうえ分析し、甲乙協議のうえ、琴浦町有形固定資産年度累計額の作成及び決算統計上各資産の減価償却処理を行い、琴浦町としての決算統計上の有形固定資産残高額の算定を行う。また、作成の成果に付随する財政分析資料として、有形固定資産明細表、土地明細表、減価償却計算書、国・都道府県支出金算出表、国・県支出金償却計算表についても別途リストに取りまとめる。

（調査協力）

第31条　甲は、乙から調査依頼文書の提示を受けた場合は、支障のない限り調査協力しなければならない。

2.　乙は、甲の過年度決算統計データについて、LGWAN からデータ提供を受ける。

3.　平成 22 年度決算分について、甲は、乙に適宜決算統計集計エクセルデータを提供する。

4.　補助金、過年度起債分の按分・推計方法については、適宜甲乙協議を行い、最適な注記・計上要領を定める。

第４節　財務諸表作成システム構築

（業務概要）

第32条　本節は、琴浦町の平成 22 年度決算分の連結財務諸表作成システム（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書）の構築するものである。

（各種決算データ受領）

第33条　乙は、甲より発足以後の決算統計資料データ（ＣＳＶ、ＴＸＴ）及び現行年度の決算統計データを借用の上分析し、甲乙協議の上、琴浦町有形固定資産年度累計額の作成及び決算統計上各資産の減価償却処理を行い、琴浦町としての決算統計上の有形固定資産残高額の算定を財務諸表作成システム内で行うこととする。

（調査協力）
第34条　甲は、乙より調査依頼文書の提示を受けた場合は、支障のない限り調査協力しなければならない。
2.　平成 22 年度決算について甲は、乙に適宜決算統計集計エクセルデータを提供するものとする。

（主要機能）
第35条　財務諸表作成システムの主要機能は以下の通りとする。
1.データ入力機能
・手入力
・インポート
LGWAN/決算書（標準様式を設定）等
2.書類印刷機能
・各種帳票の印刷。　※総務省方式改訂モデル
3.償却処理機能
・有形固定資産の償却処理
・国・県支出金の償却処理
・補助金の償却処理。
4.項目の組替機能
・決算統計上の区分と貸借対照表上の科目の関連付け
5.データ加工機能
・按分計算　※決算統計上の区分がない場合のみ
・推計
6.時価算定機能
・投資、出資金
7.決算書データ自動仕訳機能

（システムサポート）
第36条　乙は、連結財務諸表作成システムを甲に納入する際に訪問しシステムのインストール及び使用方法の説明を行う。
2.　財務諸表作成システム納入後、甲が財務諸表作成システム使用中に発生した問題等に対し乙は電話や電子メールでの対応を行い問題解決及び連結財務諸表作成支援に努めるものとする。

（連結財務諸表作成システム）
第37条　乙は、平成 22 年度決算分の財務諸表を搭載した連結財務諸表作成システムを甲に納品する。

第５節　業務報告書・総合評価・経営分析レポート

（業務概要）
第38条　本節は、琴浦町財務諸表の調査・分析を行い、琴浦町財政運用の効率化を目的とする総合評価・経営分析レポートの作成について定める。

（総合評価・経営分析レポート）
第39条　前条までの作業で作成を行った財務諸表を用いて、ストック・フロー両面でみた自治

体総合分析を行い、他団体比較のうえ総合評価表の作成を行う。ただし、現在公表指標の吟味や、企業財務諸表指標を自治体財務諸表の数値を使用して項目読み替え、置換を行い、有用である数値に関しての指標を甲乙協議により検討を行い、他団体比較のうえ総合評価・経営分析レポートの作成を行う。総合評価・経営分析レポートの観点は以下より行う。

・　民間指標を用いた決算・経営状況の分析
・　損益コスト計算による現状診断報告書（行政コスト内訳分析）

（分析システム）

第40条　乙は、第 37 条にて納品する連結財務諸表作成システム内に分析システムを追加する。その内容については甲乙協議のうえ作成する。

第６節　成果品

（成果品）

第41条　乙は、本業務における成果品として次の図書、システム等を甲に納品する。

＜予定成果物及び納品月＞

平成２２年７月

新地方公会計訪問打ち合わせ資料	１式
第一回　新地方公会計　訪問打ち合わせ資料 －借用資料一覧表	１式
台帳データ化 －台帳データ化経過報告	１式

平成２２年９月

連結財務諸表システム	１式
台帳データ化②	１式
－台帳データ化経過報告	

平成２２年１１月

不一致リスト	１式
－台帳及び土地全件データ突合経過報告	

平成２３年１月

不一致リスト②	１式
－台帳及び土地全件データ突合経過報告	
管理項目・コード表	１式

平成２３年３月

（１）業務報告書	１式
（２）連結財務諸表システム	１式
（３）公有財産土地管理一覧表（データ）	１式
（４）公有財産土地不一致リスト（データ）	１式
（５）公有財産建物管理一覧表（データ）	１式
（６）公有財産建物不明リスト（データ）	１式
（７）公有財産管理地図データ	１式
（８）連結財務諸表作成システム	１式

平成２３年５月

（１）２３年度スケジュール(案)	１式
（２）データ受領・協議	１式
(台帳・課税データ)データ照合・確認	１式

平成２３年７月

資産管理図・評価図面	１式

－データ入力及び地番図とのデータ突合経過報告
公有財産管理要領(案)　１式
平成２３年９月
(地番図との)データ照合・確認　１式
－役所内での照合・確認の指導
公有財産台帳管理システム（β版：データ確認用）　１式
資産管理図・評価図面　１式
－データ入力及び地番図とのデータ突合経過報告
平成２３年１１月
評価①　１式
－土地及び建物評価経過報告
平成２４年１月
評価②　１式
－土地及び建物評価経過報告
－ソフトウェア・その他経過報告
売却可能資産提案・協議　１式
平成２４年２月
（１）業務報告書　１式
（２）公有財産管理システム　１式
（３）公有財産管理システム　操作説明書　１式
（４）公有財産管理要領　１部
（５）公有財産管理地図データ　１式
（６）土地建物売却可能資産一覧表（データ）　１式
（７）評価額入公有財産土地管理一覧表　１式
（８）評価額入公有財産建物管理一覧表　１式

「 以　上 」